

# 山手公園、元町公園、港の見える丘公園の2公園施設、山手イタリア山庭園特記仕様書

## 1 山手公園概要

所在地	中区山手町 230
公園の沿革や特徴、現指定管理期間中の改修等の状況等	<p>山手公園は明治3年(1870)に居留外国人専用として開設された日本で最初の洋式公園で、平成16年に国の名勝に指定、平成21年に近代化産業遺産に認定されています。</p> <p>また、明治11年(1878)に日本初のテニスコートが建設された場所で、日本におけるテニス発祥の地でもあります。</p> <p>公園内の建物は木製で劣化が早く、改修工事を順次実施しており、平成29年度に山手68番館の再塗装と木工事改修を、横浜山手テニス発祥記念館は外壁や屋根塗装、木工事改修を実施しました。</p> <p>園内はサクラやヒマラヤスギなどの高木が多く、公園の由来や歴史的な魅力を伝えることが求められる公園でもあります。</p>
面積	27,753 m <sup>2</sup> (近隣公園)
有料施設	<p>利用対象種目 テニス</p> <p>面数 6面</p> <p>現行の利用料金 1時間1,100円</p> <p>開場期間 通年※1</p> <p>休場日 年末年始期間(12/29～1/3) 毎月第3月曜日(休日の場合は、その直後の休日でない日)</p>
主な公園施設	<p>山手68番館(館内に管理センター等) (昭和9年(1934)建築、1986(昭和61)移築、木造、建築面積 254.97 m<sup>2</sup>、延床面積 254.97 m<sup>2</sup>)</p> <p>横浜山手テニス発祥記念館(館内に展示室等) (平成10年(1998)建築、木造、建築面積 112.61 m<sup>2</sup>、延床面積 155.26 m<sup>2</sup>)</p> <p>庭球場、自由広場、倉庫、遊具ほか</p>
電気設備、点検保守項目等	<p>屋内照明設備:山手68番館、横浜山手テニス発祥記念館、トイレ</p> <p>屋外照明設備:照明灯17、分電盤2、時計2 :環境創造局公園緑地整備課設備担当へ毎年7月末までに屋外照明設備点検結果の報告</p> <p>屋内放送設備:年1回点検(外観点検・絶縁抵抗測定・動作確認等)</p> <p>屋外放送設備:アンプ1、スピーカー4 年1回点検(外観点検・絶縁抵抗測定・動作確認等)</p> <p>随時の電気設備点検:山手68番館、横浜山手テニス発祥記念館の照明設備点検</p> <p>随時の電気設備修理:公園施設全般のランプ交換及び部品交換等</p> <p>消防設備:日常目視点検+消火器日常点検、法定機器点検+法定総合点検 :消防署への法定点検結果の報告等</p>

※1

5月16日～8月15日(5月第5月曜日、6月～7月の第1・第5月曜日、8月の第1月曜日を除く)	9:00～19:00
5月第5月曜日、6月～7月の第1・第5月曜日、8月の第1月曜日	13:00～19:00
1月4日～5月15日、8月16日～12月28日 (第1・第5月曜日を除く)	9:00～17:00
1月4日～5月15日、8月16日～12月28日の第1・第5月曜日(休日の場合は、その直	13:00～17:00

後の休日でない日)

## 2 元町公園概要

所在地	中区元町1丁目 77-4
公園の沿革や特徴、現指定管理期間中の改修等の状況等	<p>元町公園は幕末に來日したフランス人実業家アルフレッド・ジェラル드가經營した”ジェラルドの水屋敷”として知られる船舶給水業の貯水施設と、兼營した西洋瓦・レンガ工場の跡地にできた公園で、関東大震災後の昭和5年(1930)に開園しています。</p> <p>同年に開設された元町公園プールは、夜間照明設備を備えた当時としては最新鋭のプールで、現在も公園の中心施設として親しまれています。また、プール裏手の「元町公園弓道場」は昭和6年(1931)に建てられた道場で、現在も幅広い世代の方々が利用しています。</p> <p>園内には国の登録有形文化財である「ジェラルド水屋敷地下貯水槽」や関東大震災前に建てられた横浜に唯一現存する外国人住宅の遺構である「山手80番館遺跡」、土木遺産の石造側溝「ブラフ溝」、「山手234番館」、「エリスマン邸」、「ベーリック・ホール」などの歴史的建造物があります。</p>
面積	23,389 m <sup>2</sup> (近隣公園)
有料施設	<p>1 利用対象:弓道場(プールは別の指定管理者が管理運営のため除外) 利用時間:9時~17時、(5/16~8/15は9時~18時) 利用料金:個人1時間上限300円(上限の範囲内で利用料金を提案可能) 団体貸切:1日上限82,000円(上限の範囲内で利用料金を提案可能) 休場日:年末年始期間(12/29~1/3) 定休日:第3月曜日(但し当日が祝祭日の場合翌日)</p> <p>2 利用対象:エリスマン邸の地下ホール・ラウンジ 施設面積:地下ホール62.4m<sup>2</sup>、ラウンジ27.1m<sup>2</sup> 利用時間:エリスマン邸の開館時間に準じて指定管理者が提案します 利用料金:1日上限23,000円(上限の範囲内で利用料金を提案可能) その他:利用期間、利用方法は指定管理者が提案します</p> <p>3 利用対象:山手234番館のギャラリー 施設面積:37m<sup>2</sup> 利用時間:山手234番館の開館時間に準じて指定管理者が提案します 利用料金:1日上限23,000円(上限の範囲内で利用料金を提案可能) その他:利用期間、利用方法は指定管理者が提案します</p> <p>4 利用対象:山手234番館のレクチャールーム、会議室 施設面積:33m<sup>2</sup>(レクチャールーム定員35名)、13m<sup>2</sup>(会議室定員8名) 利用時間:山手234番館の開館時間に準じて指定管理者が提案します 利用料金:1日上限2,600円(上限の範囲内で利用料金を提案可能) その他:利用期間、利用方法は指定管理者が提案します</p>
主な公園施設	<p>エリスマン邸(館内に展示室、喫茶コーナー、ホール等) (大正15年(1926)建築、木造、横浜市認定歴史的建造物、建築面積 200.46m<sup>2</sup>、延床面積 459.97m<sup>2</sup>、移築) ベーリックホール(館内にホール等) (昭和5年(1931)建築、木造、横浜市認定歴史的建造物、建築面積 283.29m<sup>2</sup>、延床面積 653.93m<sup>2</sup>、現地保全) 山手234番館(館内に常設展示室、閲覧室、ホール、会議室、ギャラリー等)</p>

	(昭和2年(1927)建築、木造、横浜市認定歴史的建造物、建築面積 234.08㎡、延床面積 436.34㎡、現地保全) 山手 80 番館跡、弓道場、水景施設、ジュエール水屋敷地下貯水槽、遊具、トイレほか
電気設備、点検保守項目等	屋内照明設備点検: エリスマン邸、ベーリックホール、山手234番館、トイレ(随時) 屋外照明設備点検: 照明灯63、分電盤6、蛍光灯13 : 環境創造局公園緑地整備課設備担当へ毎年7月末までに屋外照明設備点検結果の報告 エリスマン邸、ベーリックホール空調設備: 日常目視点検＋日常フィルター清掃、ガスエンジン系統点検、冷媒系統点検、空気系統点検等年1回各系統点検 山手234番館空調設備: 日常目視点検＋日常フィルター清掃、電気・冷媒・水・空気の年1回各系統点検 消防設備: 日常目視点検＋消火器日常点検、法定機器点検＋法定総合点検 : 消防署への法定点検結果の報告等 屋内放送設備: エリスマン邸、ベーリックホール、ベーリックホール 年1回点検 (外観点検・絶縁抵抗測定・動作確認等) 随時の電気設備点検: エリスマン邸、ベーリックホール、山手234番館の照明設備点検 随時の電気設備修理: 公園施設全般のランプ交換及び部品交換等
その他	エリスマン邸では現指定管理者が横浜市より管理許可を受けて、喫茶を営業していません。 管理許可については、指定管理者制度と別個の行政処分のため、指定管理区域と管理許可区域を明確に分けて管理運営を実施する必要があります。 平成31年4月より、エリスマン邸の補修工事を行う予定です。工事期間は1年間程度を見込んでいますが、調査結果により変更される可能性があります。工事期間中は上記の喫茶営業を含め休館となります。

### 3 港の見える丘公園内横浜市イギリス館、山手 111 番館概要

所在地	中区山手町 114
公園の沿革や特徴、現指定管理期間中の改修等の状況等	横浜市イギリス館 上海の大英工部総署の設計により、昭和 12 年(1937)に英国総領事公邸として建築。コロニアルスタイルの建物で、広い敷地にゆったりと建てられ、条約開港都市横浜にふさわしい規模と風格がある西洋館です。 【改修状況】平成 27 年度: 廊下の壁・天井の一部補修、2階寝室の床カーペットの改修、外部壁の改修、自火報の改修、トイレの非常ブザー設置、空調(GHP)の更新 山手 111 番館 アメリカ人建築家 J. H. モーガン氏による設計で、大正 15 年(1926)に建造。特徴ある建物の中心の吹抜けのある空間は、山手に現存する西洋館の中でもこのような様式を持つものは少なく大変貴重な造りになっています。ワシン坂通りに面した広い芝生を前庭とし、左右対称の立面を持つスパニッシュスタイルの西洋館です。 【改修状況】平成 29 年度: 窓廻り塗装、漏水補修(予定)
面積	27,753 ㎡(公園全体、近隣公園)
有料施設	1 利用対象: 横浜市イギリス館のホール 施設概要: ホール: 定員60名 利用時間: 横浜市イギリス館の開館時間に準じて指定管理者が提案します 利用料金: 1日上限5,000円(左記の上限の範囲内で利用料金を提案可能) その他: 利用期間、利用方法は指定管理者が提案します 2 利用対象: 横浜市イギリス館の集会室 施設概要: 集会室: 定員14名

	<p>利用時間:横浜市イギリス館の開館時間に準じて指定管理者が提案します</p> <p>利用料金:1日上限2,600円(左記の上限の範囲内で利用料金を提案可能)</p> <p>その他:利用期間、利用方法は指定管理者が提案します</p> <p>3 利用対象:山手111番館のギャラリー</p> <p>施設面積:24.9㎡</p> <p>利用時間:山手111番館の開館時間に準じて指定管理者が提案します</p> <p>利用料金:1日上限23,000円(上限の範囲内で利用料金を提案可能)</p> <p>その他:利用期間、利用方法は指定管理者が提案します</p>
主な公園施設	<p>横浜市イギリス館(館内にホール、集会室、展示室(3室)、厨房、配膳室等)</p> <p>(昭和12年(1937)建築、壁式RC造、横浜市指定文化財、建築面積 315.00㎡、延床面積 691.46㎡、現地保全)</p> <p>山手111番館(館内にホール、展示室、貸しギャラリー、情報コーナー、喫茶コーナー等)</p> <p>(大正15年(1926)建築、木造、横浜市指定文化財、建築面積 228.70㎡、延床面積 454.92㎡、現地保全)</p>
電気設備、点検保守項目等	<p>屋内照明設備点検:イギリス館、山手111番館、トイレ(随時)</p> <p>イギリス館空調設備:日常目視点検+日常フィルター清掃、ガスエンジン系統点検、冷媒系統点検、空気系統点検等年1回各系統点検</p> <p>山手111番館空調設備:日常目視点検+日常フィルター清掃、電気・冷媒・水・空気の年1回各系統点検</p> <p>消防設備:日常目視点検+消火器日常点検、法定機器点検+法定総合点検 :消防署への法定点検結果の報告等</p> <p>随時の電気設備点検:イギリス館、山手111番館の照明設備点検</p> <p>随時の電気設備修理:公園施設全般のランプ交換及び部品交換等</p>
その他	<p>山手111番館では現指定管理者が横浜市より管理許可を受けて、喫茶を営業していません。</p> <p>管理許可については、指定管理者制度と別個の行政処分のため、指定管理区域と管理許可区域を明確に分けて管理運営を実施する必要があります。</p>

#### 4 山手イタリア山庭園概要

所在地	中区山手町 16
公園の沿革や特徴、現指定管理期間中の改修等の状況等	<p>明治13年(1880)から明治19年(1886)にかけてイタリア領事館がおかれていたことから、イタリア山と呼ばれており、西洋式のガーデンやそこからの眺望がとても良いことが特徴の公園です。</p> <p>園内には、明治政府の外交官を務めた「内田定槌」を建築主とする外交官の家(旧内田邸)や、関東大震災後に山手町45番地に建てられた外国人住宅であるブラフ18番館があります。両施設共に横浜市が寄贈を受け、移築復元。</p> <p>【改修状況】平成29年度にブラフ18番館において窓や錠戸の修繕、外交官の家ではガスヒートポンプの修繕と前庭においてバラや宿根草を植栽し庭園を再整備。</p>
面積	13,286㎡(近隣公園)
有料施設	<p>1 利用対象:ブラフ18番館のホール・ギャラリー</p> <p>施設面積:ホール59.4㎡、ギャラリー12.6㎡</p> <p>利用時間:ブラフ18番館の開館時間に準じて指定管理者が提案します</p> <p>利用料金:1日上限23,000円(上限の範囲内で利用料金を提案可能)</p> <p>その他:利用期間、利用方法は指定管理者が提案します</p>
主な公園施設	<p>ブラフ18番館(内部に図書室、閲覧室、ギャラリー、ホール等)</p> <p>(大正末期建築、木造、横浜市認定歴史的建造物、建築面積 145.63㎡、延床面積</p>

	264.34㎡、移築) 外交官の家(内部にホール、展示室2箇所、喫茶室等) (明治43年(1910)建築、木造、国重要文化財、建築面積 192.87㎡、延床面積 412.33㎡、移築)
電気設備、点検保守項目等	屋内照明設備点検:ブラフ18番館、外交官の家、トイレ(随時) 屋外照明設備点検:照明灯63、分電盤3 :環境創造局公園緑地整備課設備担当へ毎年7月末までに屋外照明設備点検結果の報告 ブラフ18番館、外交官の家空調設備:日常目視点検+日常フィルター清掃、ガスエンジン系統点検、冷媒系統点検、空気系統点検等年1回各系統点検 消防設備:日常目視点検+消火器日常点検、法定機器点検+法定総合点検 :消防署への法定点検結果の報告等 随時の電気設備点検:ブラフ18番館、外交官の家の照明設備点検 随時の電気設備修理:公園施設全般のランプ交換及び部品交換等
その他	外交官の家では現指定管理者が横浜市より管理許可を受けて、喫茶を営業していません。 管理許可については、指定管理者制度と別個の行政処分のため、指定管理区域と管理許可区域を明確に分けて管理運営を実施する必要があります。

## 5 特記事項

### (1) 指定管理者制度による公園の管理運営について

指定管理者制度は総務省が「単なる価格競争による入札とは異なるものである」と明言しているとおり、委託契約の延長ではなく、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設である公の施設について、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図っていくことで、施設の設置目的を達成するものです。

ただ単に公募条件を満たす管理運営だけを実施するのではなく、指定管理者のアイデアやノウハウを活用し、指定管理者ならではの管理運営を実現してください。

### (2) 各年度の事業計画書及び事業報告書の公表について

横浜市ではすべての指定管理者制度導入施設で事業計画書及び事業報告書の公表を義務付けています。指定管理者は、PDF化した事業計画書及び事業報告書を作成次第速やかに各公園緑地事務所に提出し、各公園緑地事務所のホームページにて公表をいたします。

なお、設置管理許可制度による施設経費については、指定管理料には算入しません。

### (3) 山手公園内の設置許可施設について

現在、園内の一部は設置許可に基づき他団体に管理運営を実施しています。設置許可の境界近辺については当該団体と調整し、境界について書面で確認を行った後、書面を年度協定に添付し適切に管理を行ってください。

### (4) 国の名勝に指定について

山手公園は国の名勝に指定されています。名勝地の指定に見合う管理運営を行ってください。

### (5) 山手68番館について

山手68番館は、昭和9(1934)年に建てられた外国人向けの貸家で、昭和61(1986)年に山手公園に移築されました。現在は管理棟・レストハウスとして使用しており、「横浜市登録歴史的建造物」に指定されています。施設の維持管理方法については、専門的知見も活用した維持管理をしてください。また、維持管理について、南部公園緑地事務所都心部公園担当の指示があった場合は、必ず指示に従って業務を実施してください。

### (6) 山手68番館以外の西洋館について

維持管理方法については、専門的知見を活用した維持管理を実施してください。また、維持管理

について、南部公園緑地事務所都心部公園担当の指示があった場合は、必ず指示に従って業務を実施してください。

(7) 清掃時の騒音について

公園近隣が住宅地であることから、ブロワーを使用しての清掃について、苦情が寄せられています。作業の事前告知や事前説明など騒音に十分配慮した対応を心がけてください。

(8) 不法行為の対応について

ノーリードでの犬の散歩や、猫のための置き餌の放置が見受けられますので、公園管理者として適正な指導を行ってください。

(9) 公園駐車場の管理許可について

公園駐車場については、指定管理者制度と別の行政処分であり、指定管理者は管理許可により公園駐車場の運営管理を行うものとします。そのため南部公園緑地事務所都心部公園担当への許可申請を提出し、許可を受けた後、規定の使用料を横浜市に納入する必要があります。

なお、駐車場の料金を含むすべての管理運営については、管理許可書の条件に記載した事項を遵守の上、南部公園緑地事務所都心部公園担当の指示に従ってください。

(10) 指定管理者職員の労務環境や業務効率性を考慮し、山手公園に1名、元町公園に1名、山手イタリア山庭園に1名、そして港の見える丘公園内の2公園施設を統括する代表者として1名、予算や提案事業を含めた業務全般を指揮監督する統括施設長を(計4名)必ず配置し、提案書には実際の人員配置を必ず明記してください。(なお、当該公園内に所在する公園施設の施設長と兼職も可能ですが、兼職は1つまでとします)

また、4名の統括施設長の中から、1名を代表統括責任者として選任し、3つの公園と2つの公園施設の管理運営全体の統括をしてください。

(11) 山手68番館兼テニス発祥記念館、ベーリックホール、エリスマン邸、山手234番館、イギリス館、山手111番館、ブラフ18番館、外交官の家にはそれぞれ公園施設を統括し、予算や提案事業を含めた業務全般を指揮監督する施設長を選任してください。また施設長不在時も施設長業務が実施可能なようにそれぞれ副施設長を選任し、提案書に人員体制を明記してください。

(12) 指定管理区域内で当該指定管理業務以外の他の業務を実施することはできません。

(13) 高圧受変電設備について(元町公園)

従来どおり、横浜市で管理をするため、点検等の際には指定管理者は協力をお願いします。

(14) 公園施設の一部については「建築基準法第3条第1項第4号」の認定を受けており、建物の改変は原則認められず、認定時の内容を継承する必要があります。また「横浜市認定歴史的建造物」に認定されている施設に、やむを得ず軽微な改変が必要となった場合は、「歴史を生かしたまちづくり要綱」にもとづく手続きが必要です。文化財指定の施設も同じく法令に基づく手続きが必要となるため、公園緑地事務所と協議をお願いします。

建築物の施設管理者点検についても、施設の特異性から南部公園緑地事務所都心部公園担当の指示に必ず従い、実施をしてください。

(15) 物品の販売等の自主事業については、事前協議において別に設置許可を受ける必要はなく、指定管理区域内の指定管理事業として整理をします。その場合は南部公園緑地事務所から承認を受けるのみで実施可能です。ただし、南部公園緑地事務所都心部公園担当から必ず承認を受けた上で実施をしてください。

(16) 月報や四半期報の提出期限については、翌月30日までとなっています。提出期限は厳守してください。期限までに書類の提出がない場合、実績評価での減点対象となります。

(17) 事業計画書の提出期限を事業開始年度の前年3月1日までとします。それ以後、提出された事業計画書の事前協議を必ず公園緑地事務所と実施し、確定次第PDF化したものを提出してください。

(18) 事業報告書の提出期限については事業終了年度の翌年5月31日までとします。こちらも事業計画

書と同様の対応をお願いします。なお、3月決算以外の指定管理者の場合には別途公園緑地事務所と協議をして、提出日を定めてください。

(19) 電気設備の管理について

山手公園の屋外電気設備（園内灯17灯・分電盤2面・時計3面等）、元町公園の屋外電気設備（園内灯63灯・分電盤6面・蛍光灯13灯等）、山手イタリア山庭園の屋外電気設備（園内灯63灯・分電盤3面等）の巡視点検（年1回）及び公募要項に規定されている額の修繕（ランプ・安定器交換など）について、指定管理者にて実施してください。（水銀灯は同等照度のセラメタ又はLEDに交換してください）

(20) 電気・機械設備の管理について

指定管理者にて「4 電気・機械設備点検・修理項目」により点検及び修理を実施してください。点検後は、速やかに管理部署まで点検報告書を電子データで提出してください。

(21) 弓道場について

ア 現指定管理者が実施している管理運営水準を維持し、管理運営事項や保険加入や安全対策も同水準としてください。

イ 弓道場は会員制での施設運営はできません。多くの市民が公平公正に利用できるよう、ビジター制での運営を行ってください。

ウ 弓道指導のため、5段及び公益財団法人日本体育協会公認スポーツ指導者の資格を持つ者を1名以上配置してください。また、4段を有する者も3名以上配置してください。

エ 弓道の指導者は神奈川県弓道連盟に所属していることを条件とします。

オ 神奈川県弓道連盟との連携が運営をしていくにあたり必須となっております。指定管理者は連携を密に図る管理運営体制を提案してください。

カ 弓道場敷地内の植栽から発生するせん定枝等については、資源化・再利用に努め、焼却ごみの減量化を図り、弓道場から発生したゴミは分別収集し、事業系ごみとして処分してください。

また、競技者の視点に立ち、弓道場の清掃を行い、近的・遠的の張替えと添え付け、矢道（芝生を含む）、矢取り道、それら周辺の清掃、草刈、灌水を実施してください。

キ 弓道場も横浜市主催事業及び共催・後援事業（市民大会等）による優先利用の対象となります。詳細は指定管理者に開示します。

ク 射場及び芝生を囲む樹木については、競技に支障がでないように指定管理者が第三者の委託によることなく、随時剪定等を必ず実施してください。

## 6 課題等（様式24記載事項）

(1) 元町公園内エリスマン邸、山手234番館並びに、港の見える丘公園内山手111番館、山手イタリア山庭園ブラフ18番館のギャラリー及び元町公園内山手234番館の会議室について

平成31年4月より利用料金制を導入することになり、施設利用については、指定管理者の創意工夫による、公平で公正な運営方法や利用調整方法を提案してください。

また、広報よこはま中区版平成31年1月号への利用料金の周知も指定候補者が実施してください。

※参考

利用料金上限額	会議室1日2,600円以内
	ギャラリー1日（無料の場合）11,500円以内
	ギャラリー1日（有料の場合）23,000円以内

上限額の範囲で利用料金を設定し、利用料金収入見込み額を様式23で提案してください。

※応募団体の提案額から応募団体が提示した利用料金収入見込み額を差し引いた金額を、指定管理料として指定管理者へ支払います。

- (2) 山手公園、元町公園、山手イタリア山庭園、港の見える丘公園内の2公園施設を一体として管理運営するにあたり、スケールメリットをもって一体管理及び各公園や各公園施設の連携を図っていくかを、応募団体の創意工夫に基づきを提案してください。
- (3) 歴史的建造物としての管理運営が求められますが、その管理運営方法を応募団体の創意工夫に基づいて提案してください。また、これまでの取組の継承と新たな展開についても提案してください。
- (4) 歴史や環境を保全しながら来園者対応をどのように行っていくかが求められています。広報や新規の自主事業の取組を含めた5年間の計画と、その実施方法、目標値を提案してください。
- (5) 横浜山手テニス発祥記念館について  
日本でのテニス発祥の地であり、それを記念する横浜山手テニス発祥記念館（陳列館）が設置されています。公園との一体性や山手地区の歴史を考慮し、その歴史価値を伝え、施設を活用した公園を活性化する提案をしてください。
- (6) 山手イタリア山庭園の再整備後の庭園は、バラや宿根草など多種多様な植物が植栽されており、維持管理には高度な技術力が求められます。バラや多年草の育成計画と年間を通して花による賑わいを効果的に演出できる草花植え替えのコンセプトや植栽計画について提案して下さい。
- (7) 山手公園、元町公園、山手イタリア山庭園、港の見える丘公園の公園施設は、年間を通して行為許可における撮影の受け入れが非常に多い公園です。撮影許可条件（横浜市ホームページ：<http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/park/toshinbu/>）を熟知し、受け入れ時の業者対応及び一般来園者対応、また無許可の撮影やマナーの悪い撮影者に対して、どのように対処するか提案してください。
- (8) 元町公園に2つ、山手公園には1つの公園愛護会が結成されており、それぞれ活動しています。これらの団体とどのような協力体制をとり、管理運営を行うか提案してください。
- (9) 元町公園弓道場とその他の園地について、一体的な管理運営の必要がありますが、どのような連携取組で相乗効果が得られるかを応募団体の創意工夫に基づいて提案してください。
- (10) 指定管理区域内に公園の利便性向上や魅力向上を目的として、設置許可が必要な施設を設置することを応募団体が考えている場合は、提案書に記載をしてください。ただし、法令等によって設置ができない場合がありますのでその点ご了承ください。
- (11) その他公園の特性や維持管理上の課題等に応じた取組があれば、応募団体の創意工夫に基づいて提案してください。

※災害時の緊急対策、安全対策、防犯対策、維持管理等については、該当する様式に必ず提案をしてください。